日本銀行金融ネットワークシステム利用基本規則

（趣　旨）

第１条　日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関しては、他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（使用装置）

第２条　日銀ネットを利用する先（以下「利用先」という。）は、その利用にあたっては、専用端末装置（日本銀行がその仕様を定める端末装置で、専ら日銀ネットにおける電文の送受信に使用するものをいう。以下同じ。）を使用するものとする。

２．専用端末装置と接続することのできる機器および通信回線ならびにその接続の方法は、日本銀行が別に定める。

（申出事項）

第３条　利用先は、日銀ネットの利用にあたっては、次の各号に掲げる事項で日本銀行が別に定めるものを、日本銀行に申出て、その承認を得るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

（１）利用先が使用する専用端末装置、機器および通信回線に関する事項

（２）前号に掲げるもののほか、日本銀行が日銀ネットの運営上管理する必要があると認める事項

２．前項の規定による申出の手続は、日本銀行が別に定める。

（利用先による電文の送信）

第４条　利用先は、日銀ネットの利用にあたっては、利用先が日本銀行が別に定める手続に従い日銀ネットにより電文を送信する権限を付与した者以外の者に電文を送信させてはならない。

２．日本銀行は、電文を送信した者を識別するための情報（以下「利用先識別情報」という。）を受信しそれが予め利用先別に指定した利用先識別情報と一致することを確認した場合において受信した電文は、当該利用先識別情報の指定を受けた利用先が送信したものとみなす。この場合において、日本銀行は、電文の偽造または変造、利用先識別情報の不正使用その他の事故があったために生じた損害については、責任を負わない。

（日本銀行における電文の受信時期）

第５条　利用先が日銀ネットにより送信した電文は、日本銀行の中央演算処理装置に到達した時に、日本銀行が受信したものとみなす。ただし、日本銀行の中央演算処理装置で処理を行わない電文の受信時期については、日本銀行が別に定める。

（日本銀行における受信電文の処理）

第６条　日本銀行は、予め日本銀行が定めた処理手順に従い、その受信した電文を処理するものとし、当該処理手順に適合しない電文は処理しない。

（コアタイム）

第６条の２　日本銀行は、事務の区分に応じ、当該区分に属する事務を行うすべての利用先における日銀ネットの利用時間帯としてコアタイムを別に定める。

２．利用先は、自らが行う事務の区分にかかるコアタイムの間は、日銀ネットの利用にかかる必要な事務処理体制を整えるものとする。

（利用先の利用料金等支払義務）

第７条　利用先は、日銀ネットの利用に関して日本銀行が別に定める料金および手数料を、日本銀行に支払うものとする。

（利用先の使用機器等保守管理義務）

第８条　利用先は、専用端末装置、機器および通信回線を、日本銀行が別に定めるところにより保守管理するものとする。

（障害発生時等の連絡）

第９条　利用先は、日銀ネットに障害または障害と思われる事実を発見した場合には、ただちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

（障害発生時等の取扱い）

第10条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認める場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または利用先にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（障害発生時の情報提供）

第10条の２　日本銀行は、日銀ネットまたは利用先のコンピュータに障害が発生した場合において、日銀ネットの円滑な運営を確保するため必要と認めるときは、取引先金融機関等に対し、当該障害に関する情報を提供することができる。

（所要事項の決定等）

第11条　日本銀行は、日銀ネットの安全かつ円滑な運営を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（免　責）

第12条　日本銀行は、その責に帰すことのできない事由により、日銀ネットにおける電文の送受信または事務処理が遅延し、または不能もしくは不完全となった場合には、そのために生じた損害について責任を負わない。

２．日本銀行は、利用先がこの規則または日本銀行が第１０条の規定により指示した事項もしくは第１１条の規定により定めた事項に違反した場合には、そのために生じた損害について責任を負わない。

（規則の改正）

第13条　日本銀行は、日銀ネットの安全かつ円滑な運営を確保するため、必要があると認める場合には、この規則を改正することができる。